

地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年1月22日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 小高 咲

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称 自動車の賃貸借（レンタル） 1台1か月当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 合計33台（160か月） 詳細は仕様書による

(2) 契約の目的の仕様等 契約書及び仕様書による

(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所 仕様書による

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借（分類31「自動車」に限る。）の資格を有すること。

(2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていること。

(5) 北海道内に本店、支店又は営業所等を有すること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の（4）及び（5）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年1月22日から令和8年2月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
法人本部経営管理部財務グループ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

4の（1）のウに同じ。

## 6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市北区北19条西11丁目 北海道総合研究プラザ 1階セミナー室1
- (2) 入札日時 令和8年2月20日 午前10時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

## 7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

## 8 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

## 9 郵便等による入札の可否

認めない。

## 10 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、すべての入札金額（単価）が、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第10条の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者であり、かつ、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

## 11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

## 12 契約書作成の要否

要

## 13 その他

### (1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

### (3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構法人本部財務グループ

イ 所在地 札幌市北区北19条西11丁目

ウ 電話番号 011-727-2798

(4) 前金払

前金払はしない。

(5) 概算払

概算払はしない。

(6) 部分払

部分払はしない。

(7) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) 再度入札

初度の入札の結果落札者がいないときは、再度入札を実施する。再度入札の結果落札者がいないときは、取扱規則第28条第1項第5号により随意契約に移行する。この場合、再度入札において入札総価額が最低である入札をした者から見積書を徴する。

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(10) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。